

「インターKX法人税」平成17年度追加改正対応版 概要 (Ver.H17.2)

「インターKX法人税 Ver.H17.2」での対応内容をご案内します。

1.バージョンアップの対象

データ移行対象バージョン・・・Ver.H17.1*以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

2.法改正の対応内容

●特別償却の改正対応／平成17年度用新様式対応

様式対応した帳表は以下のとおりです。

- ・付表(同族会社) ・特別償却の付表(二) ・特別償却の付表(三) ・特別償却の付表(六)
- ・特別償却の付表(十九)(旧・特別償却の付表(二十))

※このほか、システムで印刷しているフォーム(官報記載フォーム)を、実際に配布された用紙にあわせて修正しました。

3.機能アップ内容

●地方税追加帳表

Ver.H17.10で未対応だった外形標準課税制度の残り3帳表を追加対応しました。

「第六号様式別表五の二の二」・・・付加価値額に関する計算書

「第六号様式別表五の二の三」・・・資本等の金額に関する計算書

「第六号様式別表五の二の四」・・・特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書

※これらの帳表は、外形標準課税の対象法人のうち、一部の法人が提出します。

4.その他の変更内容

●地方税タブなどの変更

地方税の外形標準課税の3帳表の追加に伴い、タブメニューの「地方税」タブのボタンを3列にしました。一括印刷の「地方税・一覧・予定」タブを、「地方税・一覧表」タブと「予定」タブに分割しました。フォーム印刷の「地方税」タブのボタンの並びを変更しました。

●法人事業税 分割基準の見直しへの対応

法人事業税の新しい分割基準に対応しました。

この改正は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

事業		課税標準の分割基準	
		改正前	改正後
非製造業 (注)	銀行業 保険業 証券業	課税標準の1/2→事務所数 課税標準の1/2→従業者数(資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者を1/2に割り落とす。)	課税標準の1/2→事務所数 課税標準の1/2→従業者数
	その他 (注) 〔運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等〕	従業者数(資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者を1/2に割り落とす。)	
製造業		従業者数(資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者を1/2に割り落とし、工場の従業者数を1.5倍として計算する。)	従業者数(資本金1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍として計算する。)

(注) 鉄道事業、軌道事業、ガス供給業、倉庫業および電気供給業を除く。

事業所設定の画面に、「事業税分割基準：従業員数／従業員数及び事務所又は事業所数」の項目を追加しました。また、分割基準が「従業員数及び事務所又は事業所数」の場合の算定月数の入力欄を追加しました。設定内容は、第十号様式、第六号様式、（予定申告）第七号様式の計算に使用します。

事業所設定画面

No.	事業所名	都道府県コード・県名 市町村名	所在地	従業員数 (住民税)	十号 (事業税) 算定 月数
1	本社	13 東京都	東京都新宿区	(法) 55	55
	本店	新宿区	○-△	(均) 55	55
2	埼玉営業所	11 埼玉県	埼玉県さいたま市	(法) 40	40
		上尾市	△-××	(均) 40	40
3				(法) 0	0
				(均) 0	0

事業税分割基準：「従業員数」「従業員数及び事務所又は事業所数」から選択します。
Ver.H17.2 へのデータ変換後の初期値は「従業員数」です。

十号算定月数：事務所又は事業所が存在した月数を入力します。
Ver.H17.2 へのデータ変換後の初期値は「0」です。
寮の場合は「0」にします。

<月数>：十号算定月数について、全事業所に「12」「6」などの月数を一括設定できます。

全事業所の十号算定期間月数を次の値にします。

十号算定期間月数： 12

OK キャンセル

初期値は「0」です。月数を入力するか、▲▼で月数を変更して、<OK>を押します。

十号様式 印刷例

事務所又は事業所	事業税							
	名称及び所在地	分割基準 (単位=人) 事業所	分割課税標準額					収入金額
			年400万円以下の所得金額	年400万円を超え800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額若しくは清算所得金額	年800万円を超える所得金額、軽減税率不適用法人の所得金額又は清算所得金額	計	付加価値額	
⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	
本社	(55)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
東京都新宿区 ○-△	55							
	12							
《東京都合計》	55	1,157	1,157	5,107	7,421			
	12	999	999	4,410	6,408			
計		2,156	2,156	9,517	13,829			
埼玉営業所	(40)							
埼玉県さいたま市 △-××	40							
	12							
	40	842	842	3,714	5,398			
	12	999	999	4,410	6,408			
《埼玉県合計》	計	1,841	1,841	8,124	11,806			

●市町村情報の更新

事業所設定で使用している市区町村情報に、2005年8月時点での合併が行われた新市町村名を追加しました。

●別表六(一)、第六号様式別表四の四 印刷仕様の変更

②欄と③欄の金額が0の場合、0を印字するように変更しました。

●第二十号様式 税理士署名欄の高さ変更

手書きでの署名を考慮し、税理士署名欄の高さを広げました。

●インターKX 減価償却 Ver.6.0 との連動について

インターKX 減価償却 Ver.6.0 とのデータ連動に対応しました。

[減価償却システムとの連動]処理起動時の「連動条件設定」画面に、インターKX 減価償却 Ver.6.0の別表十六(一)・(二)の出力形式に合わせて、「合計書2」を追加しました。

※インターKX 法人税 平成16年度 Ver.H16.22 は、インターKX 減価償却 Ver.6.0 との連動に対応していません。Ver.H17.20 のCD-ROM に収録している「インターKX 法人税 Ver.H16.1 / Ver.H16.2 減価償却連動プログラム更新用」でシステム更新を行ってください。

5. プログラム容量

およそ サーバ：11MB以上 / クライアント：72MB以上

6. 電子申告について

電子申告をプログラムをご使用の場合は、最新版のプログラム（インターKX 電子申告は Ver.H17.3、インターKX 法人税更新用 Ver.H17.2.e3）をダウンロードの上、インストールしてからご使用ください。